

新旧対照表（案）（第1条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

新	旧
<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p>

新旧対照表（案）（第2条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則

新	旧
<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p>

新旧対照表（案）（第3条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p>

新旧対照表（案）（第4条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第8条～第14条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第8条～第14条（略）</p>

新旧対照表（案）（第5条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

新	旧
<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第25条（略） （期末手当） 第26条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第27条～第33条（略）</p>

新旧対照表（案）（第6条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則

新	旧
<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26条第2項の規定の準用については、同条同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p>

新旧対照表（案）（第7条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条（略） （給与規程等の準用等）</p> <p>第12条 特定任期付職員は、第10条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第26条第2項の規定の準用に関しては、同条同項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とし、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>2～9（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p>

新旧対照表（案）（第8条関係）

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第8条～第14条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （期末手当） 第7条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5（略） 第8条～第14条（略）</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

令和2年11月17日から同月20日まで神奈川県立病院労働組合・自治労神奈川県立病院機構労働組合ほか2組と交渉し、各所属の過半数代表者の同意を得られたことに基づき

- (1) 職員の給与に関する規程 (2) 任期付研究員に関する就業規則
(3) 任期付職員に関する就業規則 (4) 役員報酬規程

について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 令和2年度給与改定の内容(令和2年12月期)(第1条~第4条)

期末手当の改正

ア 職員(契約職員及び一般任期付職員も職員に準じる)

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和2年度期末手当	現行	改正
12月期	1.3月	1.25月

イ 特定幹部職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和2年度期末手当	現行	改正
12月期	1.1月	1.05月

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和2年度期末手当	現行	改正
12月期	1.7月	1.65月

エ 役員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和2年度期末手当	現行	改正
12月期	1.7月	1.65月

(2) 令和3年度給与改定の内容(第5条~第8条)

期末手当の改正

ア 職員(契約職員及び一般任期付職員も職員に準じる)

勤末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和3年度期末手当	現行	改正
6月期	1.3月	1.275月
12月期	1.3月	1.275月

イ 特定幹部職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和3年度期末手当	現行	改正
6月期	1.1月	1.075月
12月期	1.1月	1.075月

ウ 任期付研究員及び任期付職員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和3年度期末手当	現行	改正
6月期	1.7月	1.675月
12月期	1.7月	1.675月

エ 役員

期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和3年度期末手当	現行	改正
6月期	1.7月	1.675月
12月期	1.7月	1.675月

3 施行期日等

- (1) 2 (1) 令和2年度給与改定の内容については、令和2年12月1日施行とする。
- (2) 2 (2) 令和3年度給与改定の内容については、令和3年4月1日施行とする。